

# たくましく成長する 子どもたち



## 目次

障害のある子どもたち一人一人のために、京都府の特別支援教育	1
就学先が決定するまで	2
児童生徒の障害の種類・程度と就学の判断、教育支援委員会	3
学びの場の紹介	4
京都府立特別支援学校所在地一覧	5
視覚障害児の教育、聴覚障害児の教育	6
知的障害児の教育	7
肢体不自由児の教育、病弱児の教育	8
交流及び共同学習の充実、主権者・消費者教育	9
高等部生徒の職業教育、卒業後の進路	10
ふれあい・心のステーション	
京しごと技能検定	11
京都府立特別支援学校展「はあと♥ギャラリー in Rubino」	
地域との協働による学習、オリンピック・パラリンピックに向けて	12
「地域支援センター」、「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」による地域への支援	13
保護者のみなさまへ	14
教育相談	16
京都府立特別支援学校・地域支援センター一覧	17

### ～本冊子について～

この冊子は、障害のある子どもたちの就学や教育活動について、京都府立特別支援学校に学ぶ子どもたちの姿を中心に紹介し、府民のみなさんの御理解のもと、京都府の特別支援教育が一層発展することを願って発行するものです。



## 障害のある子どもたち一人一人のために

近年、時代の進展とともに特別支援教育は、障害のある子どもの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものとして、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な役割を担っています。そうした特別支援教育の進展に伴い、近年は幼稚園、小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のある子どもたちが多く学んでいます。

また、特別支援学校においては、重複障害のある子どもも多く在籍しており、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援の必要性がより強く求められています。

このような状況の変化に適切に対応し、障害のある子どもが自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うために適切な指導や必要な支援を行うのが『特別支援教育』です。この考え方に立って、子どもと保護者、地域の人たちの願いにこたえるための教育活動を大切にしています。

### 京都府の特別支援教育

京都府では、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図りながら、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う教育を進めています。

特別支援学校では、障害の重度・重複化及び多様化に対応した専門的な学習指導を行うとともに、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、「地域支援センター」を設置し、専任の地域支援コーディネーターを配置して、教育相談（発達障害に関する内容を含む。）などの支援を積極的に行っています。また、宇治支援学校内に「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」を設置し、“各地域支援センターのネットワーク拠点”“特別支援教育にかかる研究・研修拠点”“府南部地域の視覚・聴覚障害のある子どもの相談支援拠点”“特別支援教育に関する情報収集・発信の拠点”として、府内の特別支援教育のニーズに重層的に対応しています。

また、医療・保健・福祉・労働などの関係機関、家庭及び地域社会との連携並びに個別の教育支援計画の策定と活用を推進しています。

小・中・高等学校等では、発達障害を含めた障害のある児童生徒を学校全体として支援するため、校内委員会を設置し特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けるなど、校内体制の整備を推進するとともに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等により、計画的、組織的に個別の教育的ニーズに応じた教育を推進しています。



中学部 生活単元学習「ハワイアンダンス」(南山城支援学校)



小学部 生活単元学習「地域を知ろう」(舞鶴支援学校)

## 就学先が決定するまで

平成 25 年 9 月 1 日 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正されました。

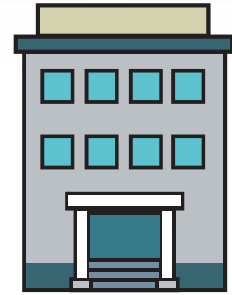


保護者

保護者の意向

就学前の  
健康診断

市町(組合)教育支援委員会  
による就学相談の実施



市町(組合)教育委員会

## 総合的な判断による就学先の決定

府巡回

### 小・中学校へ就学

通常の学級

特別支援  
学級

通級指導教室の活用

交流及び  
共同学習

### 特別支援学校へ就学

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱・身体虚弱



### ポイント

まずはお子さんの発達や障害の状況を正しく理解することです。  
次にどんな「学びの場」があるのかを知ることが大切です。



御家庭に届く就学通知は、地域の小・中学校に就学する場合はお住まいの市町(組合)教育委員会から、特別支援学校に就学する場合は京都府教育委員会から送付されます。

教育支援委員会等では、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情から、最も適当と思われる就学先を総合的に判断します。

市町(組合)教育委員会の就学相談のほかに、京都府教育委員会でもお子さんの就学についてお悩みの保護者に対し、「京都府就学巡回教育相談」を実施しています。

# 児童生徒の障害の種類・程度と就学の判断

1

## 視覚障害

- ①両眼の視力がおおむね 0.3 未満
- ②視野狭窄等が高度の視機能障害

拡大鏡等の使用によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校  
(視覚障害)

2

## 聴覚障害

- ①両耳の聴力レベルが  
おおむね 60 デシベル以上

補聴器等の使用によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校  
(聴覚障害)

3

## 知的障害

- ①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助を必要とする程度
- ②上記の程度に達しない場合

社会生活への適応が著しく困難な程度

小・中学校

特別支援学校  
(知的障害)

4

## 肢体不自由

- ①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度
- ②上記の程度に達しない場合

常時医学的な観察指導を必要とする程度

小・中学校

特別支援学校  
(肢体不自由)

5

## 病弱・身体虚弱

- ①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者
- ②身体虚弱者

継続して医療又は生活規制を必要とする程度

小・中学校

特別支援学校  
(病弱)

6

## 言語障害、自閉症・情緒障害及び発達障害等

障害の種類や状態に応じて、小・中学校の特別支援学級における教育や通級指導教室による指導及び通常の学級における指導等様々な指導形態により教育を行う。

※ 上記基準の 1～5 に該当しなければ、特別支援学校の小・中学部へ就学することはできません。

該当したお子さんのうち、市町（組合）教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めるとき、特別支援学校に就学することとなります。

## 教育支援委員会（就学指導委員会）

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学先を決定することは、極めて重要なことです。この役割を担っているのは、市町（組合）及び都道府県の教育委員会です。市町（組合）や都道府県の教育委員会は、保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして、適切に行う必要があります。

このために、市町（組合）及び都道府県の教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成する『教育支援委員会』等が置かれています。京都府教育委員会においても、就学先の決定について悩んでいる保護者に対して京都府就学巡回教育相談を行っています。



## 学びの場の紹介

児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていける「学びの場」が大切です。

### 通常の学級での指導

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒や支援の必要な児童生徒については、個々の実態に応じて指導内容や指導方法を工夫することとされています。

各学校では、個別の指導計画を作成するなど、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行っています。

### 通級による指導

通級による指導は、小・中・高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒について、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別の場で受ける教育形態です。

通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD等を対象としています。

### 特別支援学級での指導

小・中学校等に設置された、少人数の学級です。児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行います。京都府内には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級があります。教科等によっては通常の学級で学習することもあります。

### 特別支援学校での指導

特別支援学校には、小学部、中学部、高等部を設置しており、うち盲学校、聾学校には幼稚部も設置しており、原則として幼稚園、小・中・高等学校等と同じ教育を行うほか、主として知的障害及び肢体不自由の児童生徒の教育を進めています。

### 発達障害とは・・・？

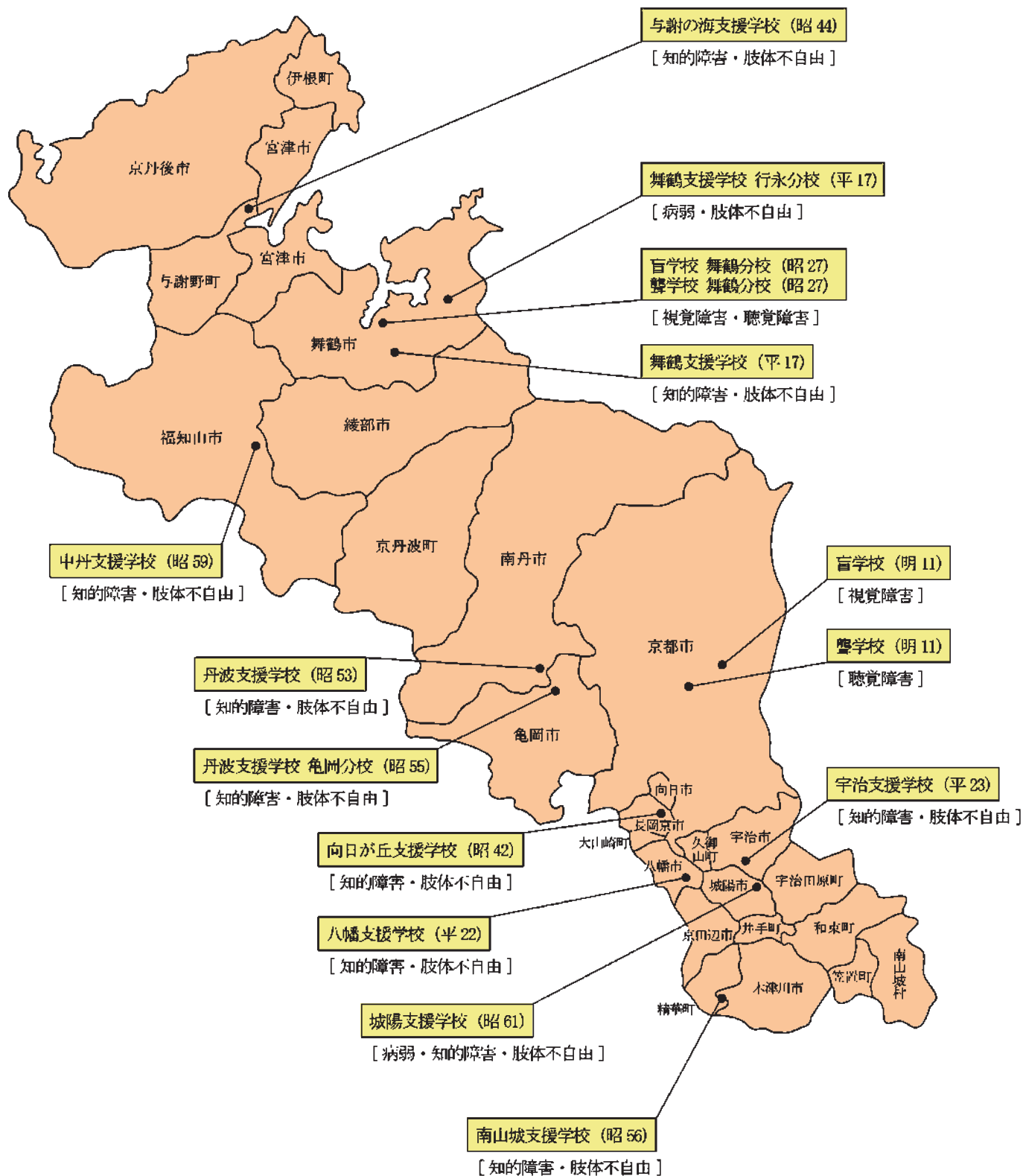
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。  
(発達障害者支援法)



府内の小学校

# 京都府立特別支援学校所在地一覽

(平成30年5月1日現在)



※盲学校舞鶴分校…休校中

## 視覚障害児の教育

視力、視野などの見る機能に障害のある幼児児童生徒の教育は、盲学校のほか視覚支援センター（盲学校の地域支援センター）との連携のもと小・中・高等学校等などで進めています。

盲学校には、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を設置しており、幼稚園、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、点字や歩行指導など自立活動の指導を行っています。

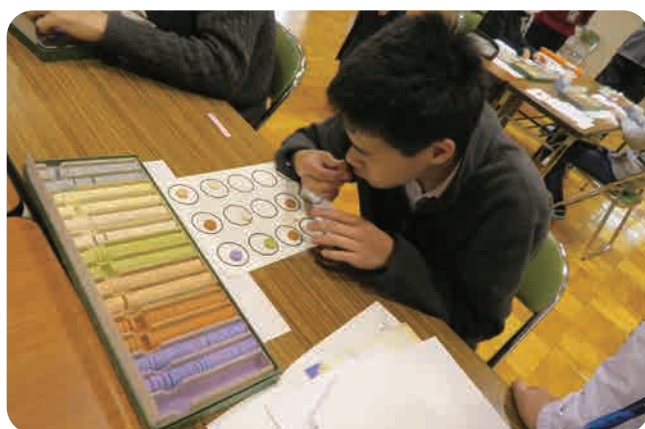
視覚障害のある子どものために、点字や音声による支援機器など感覚を有効に活用した教材・教具や、文字を拡大するなど見やすい条件を整えるための教材・教具を使用して指導しています。

高等部普通科では平成 27 年度から大学進学を目指す生徒を対象とした京都フロンティアコースを設置し、個々の生徒のニーズに応じた教育を進めています。

また、高等部専攻科理療科ではあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得に向けた職業教育を行っています。



高等部専攻科保健理療科 合同あん摩実習（盲学校）



高等部普通科 お香体験（盲学校）

## 聴覚障害児の教育

聴覚に障害のある幼児児童生徒の教育は、聾学校及び小・中・高等学校等、特別支援学校などでも進めています。

聾学校には、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を設置するほか、乳幼児教室も実施し、手話や文字情報など視覚的支援を行い、補聴器や人工内耳などによる聴覚活用をすすめ、幼稚園、小・中・高等学校等に準ずる教育と、言語指導や自立活動などの指導を行っています。

幼稚部では乳幼児教室と連携して、聴覚や手話を大切にした環境で、視覚的サインなどを活用して個々に応じた言語指導を進めています。高等部には、普通科、京都アート科、情報科を設置し、職業教育や情報教育に力を入れ、多様なニーズに応じた教育を進めています。

通級指導教室等では、発音・発語指導や自立活動の指導などを中心に行っています。



幼稚部 子どもの日の会（聾学校）



小学部 総合的な学習の時間「宿泊事前学習」（聾学校）



## 知的障害児の教育

知的発達に遅れのある児童生徒の教育は、知的障害を対象とした特別支援学校や小・中・高等学校等で進めています。

特別支援学校や特別支援学級では、児童生徒一人一人の発達の状態や社会性などを十分把握し、少人数の集団で個に応じた指導を進めています。

特別支援学校には、小学部、中学部及び高等部を設置しており、小・中・高等学校等の教育課程を基本として、生活を豊かにするための基本的生活習慣や教科等の基礎的な内容を体験的・総合的に指導しています。

高等部では、働く生活に必要な意欲や態度を育て知識・技術を身につけるよう、作業学習などの職業教育にも力を入れ、社会的自立を目指しています。



中学部 作業学習「おもてなしカンパニー」(南山城支援学校)



小学部 生活単元学習「おでんを作ろう」(舞鶴支援学校)



小学部 交通安全教室(中丹支援学校)



中学部 買い物学習(中丹支援学校)



高等部 作業学習「窯業」(宇治支援学校)



小学部 坂すべり 楽しいね(八幡支援学校)



## 肢体不自由児の教育

手足や体が不自由な児童生徒の教育は、肢体不自由を対象とした特別支援学校や小・中・高等学校等で進めています。

特別支援学校には小学部、中学部及び高等部（一部を除く。）を設置しており、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、体の動きの改善や、コミュニケーションの力をはぐくむ自立活動を重視しています。

近年、障害の重度・重複化、多様化が進み、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しています。一人一人の教育的ニーズに応えるため、知的障害教育の指導内容を取り入れているほか、自立活動の指導を学校生活全体の中で行っています。

## 病弱児の教育

慢性の病気や体が弱いことにより、医療や生活の規制（健康状態の回復・改善を図るために、身体活動や食事など、生活上様々な配慮をすること。）を必要とする児童生徒の教育は、病弱・身体虚弱を対象とした特別支援学校や小・中学校等で進めています。

特別支援学校には、小学部及び中学部を設置しており、医療機関と連携を図りながら、小学校及び中学校に準ずる教育を行うとともに、健康状態の回復・改善のための自立活動の指導を行っています。

重複障害の児童生徒については、感覚・運動・言語などの指導を総合的に行っています。



中学部 生活単元学習「感じた春を絵で表現」（宇治支援学校）



高等部 作業学習（与謝の海支援学校）



中学部 特別活動「チャレンジタイム（ポッチャ）」（舞鶴支援学校）



病弱教育部 総合的な学習の時間（城陽支援学校）



病弱教育部 食育の授業（城陽支援学校）

## 交流及び共同学習の充実

特別支援学校や小・中学校等の特別支援学級では、他校及び他の学級の子どもたちや地域の人々と活動をともしる機会を設けています。

交流及び共同学習は、児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられています。

八幡支援学校では、同一敷地内にある京都八幡高等学校南キャンパス生徒との日常的な交流を積極的に展開しています。



重心教育部 高等部2年生との交流（城陽支援学校）



高等部 菟道高等学校との交流（宇治支援学校）

## 主権者・消費者教育

成人年齢が18歳となり、公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。特別支援学校においても各生徒や地域の状況に応じて工夫した主権者教育や消費者教育に取り組んでいます。



中学部 修学旅行「国会見学」（盲学校）



高等部 出前講座（聾学校）



中学部 販売学習「広告を作ろう」（与謝の海支援学校）



# 自立と社会参加をめざして

## 高等部生徒の職業教育

特別支援学校の高等部では、生徒一人一人の希望進路の実現をめざして、職業教育と進路指導の充実を図っています。

企業等における実習や作業学習などの体験を通して働くことの意義や喜びを知り、自立への意欲や人と接する態度を育むよう指導を進めています。



作業学習（城陽支援学校）



接客検定（丹波支援学校）



清掃検定（丹波支援学校）



地域での販売学習（宇治支援学校）



作業学習「ときめきショップ」（南山城支援学校）

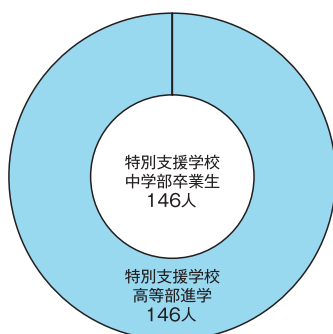
## 卒業後の進路

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

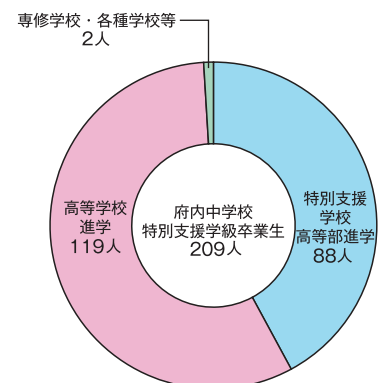
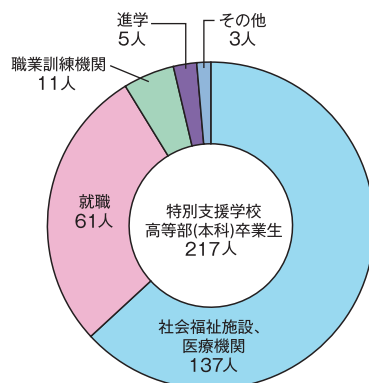
平成 29 年度  
府立特別支援学校卒業生の進路

平成 29 年度府内中学校  
特別支援学級卒業生の進路  
（京都市を除く。）

【中学部卒業生】



【高等部(本科)卒業生】



## 「ふれあい・心のステーション」

毎年9月の障害者雇用支援月間に、2日間にわたって開催している「ふれあい・心のステーション」では、作業学習製品の販売や作業実演等を通じて、自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校に学ぶ児童生徒への府民や企業の理解を促進することを目指しています。



丹波支援学校

与謝の海支援学校



## 京しごとと技能検定

職業技能検定「京しごとと技能検定」では、生徒が学校や地域で学んだ清掃・接客の技術を発表し、床や机の清掃、サービス・対応だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。生徒は、自分の力を正しく知り、これからの就労や社会参加に向けて意欲的に挑戦していますので、多くの企業に理解していただきたい取組です。



接客（向日が丘支援学校）



清掃（舞鶴支援学校）

京都府立特別支援学校展

## 「はあと♥ギャラリー in Rubino」

ホテルルビノ京都堀川にて「はあと♥ギャラリー in Rubino」を常設展示しています。

日本最初の、そしてただひとつの、障害のある子どもたちのための学校であった「京都盲啞院」。明治11年に、ここ京都の地に誕生しました。

展示物は、京都盲啞院関係の貴重な資料のほか、各府立特別支援学校の作業学習製品（一部製品については販売も行っています。）や児童生徒作品で、日頃の学習成果を一般の方々に広く知っていただくために展示しています。

また、京都市右京区にある「ぶらり嵐山」においては、毎年児童生徒製作品展を開催し、日頃の学習の成果を一般の方々に御覧いただいています。





## 地域との協働による学習

各学校では、地域の特色を活かし、地域の方との協働による授業に取り組んでいます。地域から学ぶ学習をとおして、社会とつながる経験を積み重ね、自立し社会参加する力を育みます。また、児童・生徒への理解をさらに深め、共生社会の形成を目指します。



小学部 模型電車乗車体験（中丹支援学校）



高等部 作業学習「地域(だんだんテラス)でのドリンクサービス」  
(八幡支援学校)

## オリンピック・パラリンピックに向けて

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、府内の高等学校と特別支援学校が障害者スポーツを通じて交流を行っています。

また、スポーツ交流会や芸術鑑賞会を実施し、スポーツや芸術文化の振興に努めています。



高等部 卓球バレー（向日が丘支援学校）



高等部 高等学校との部活動交流（聾学校）



## 「地域支援センター」「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」による地域への支援

各府立特別支援学校に設置する地域支援センターにおいて、児童生徒の障害や発達に関して来校相談や巡回による相談を実施しています。さらに京都府の特別支援教育の拠点として宇治支援学校内に京都府スーパーサポートセンター(SSC)を設置し、重層的に相談支援を行っています。

盲学校、聾学校、城陽支援学校は府内全域を対象に障害種別による相談を、その他の地域支援センターでは各通学区域を対象にして相談を実施しています。各地域支援センター・京都府スーパーサポートセンター(SSC)へのお問い合わせや相談の申し込みは、17ページを参照してください。

平成30年5月1日現在



## 保護者のみなさまへ

子どもの教育で不安なことや子どもが困っていることがあれば、学校と相談し、子どもの教育のために学校と協力して取り組む（協働する）ことで、子どもの困っていることや不安を軽減することにつながります。



子どもの教育について不安に思うことや、実際に子どもが悩んだり困ったりしているような様子があれば、まず、子どもから学校での様子を詳しく聞き取ることや、学校での子どもの様子等について、担任や特別支援教育コーディネーター等と相談することが重要になります。

特別支援教育は  
学校全体で行っています

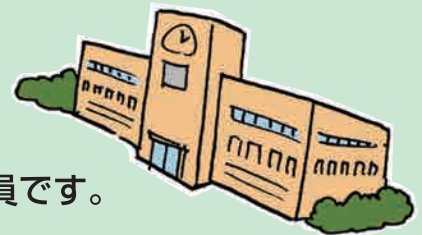


### 「校長」

- ・ 特別支援教育の責任者として、リーダーシップを発揮しつつ、校内の教育支援体制の整備を行っています。

### 「特別支援教育コーディネーター」

- ・ 特別支援教育についてのコーディネート役を担う教員です。
- ・ 他の教員や関係機関との連絡、調整を行っています。
- ・ 保護者からの特別支援教育に関する相談窓口となります。



### 「各学級担任」

- ・ 学習面や行動面において困難を抱えている子どもが周囲の子どもと共に学ぶための工夫を行っています。

学校と保護者が協働して子どもを育てていくために必要なことは、日常的に学校と家庭で連絡し合い、情報を交換することです。保護者と学校と一緒に子どもについての理解を深めていける関係を作ることが大切です。

学校側と保護者側の教育的ニーズを整理した上で、その他の関係機関ともニーズや連携内容を整理することで、一貫した支援を行うことができます。

そのために活用されるのが、「個別の教育支援計画」です。

### 個別の教育支援計画とは？

学習面や行動面において困難を抱えている子どもの一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する書類です。

### 誰が作成するの？

各学校が中心となって作成します。

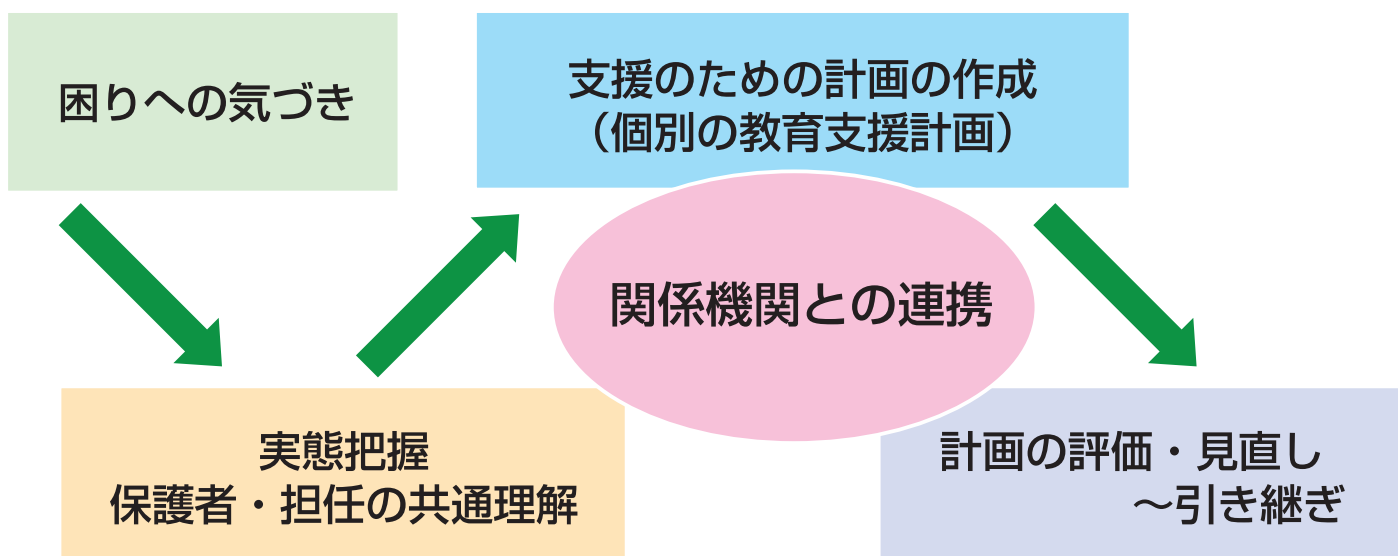


### 保護者ができることは？

学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携が必要です。

そのため、作成に当たっては、保護者の参画が求められています。

## 個別の教育支援計画の作成と活用の流れ





一人で悩まずに、相談してください

## 教 育 相 談

児童生徒が在籍する学校でも教育相談を行っていますが、より専門的な相談をすることができます。一人で悩まずに、まず相談してください。



### 京都府総合教育センター

相談を希望される方は、原則としてまず電話で御相談ください。

面接相談等を希望される場合は、専門的な助言ができる地元の相談機関やセンターの担当者を紹介することもできます。

『ふれあい・すこやかテレフォン』 TEL 075-612-3268又は3301  
TEL 0773-43-0390

※メール教育相談 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

### 市町(組合)教育委員会等

市町(組合)教育委員会にも、教育相談の窓口を設けています。市町村によっては、教育研究所などで専門的な相談を受けることができます。

また、府内の多くの通級指導教室(ことばの教室)では、教育相談を行っています。

# 京都府立特別支援学校・地域支援センター一覧

(平成30年5月1日現在)

学校 \ 区分	地域支援センター名	所在地	電話番号	設置学部
盲 学 校	京都府 視覚支援センター	〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町27	075-492-6733	幼・小・中
		〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1	075-462-5083	高
舞鶴分校	※ 現在休校中です。			
聾 学 校	京都府 聴覚支援センター	〒616-8092 京都市右京区御室大内4	075-461-8121	幼・小・中・高
		京都府北部 聴覚支援センター	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	0773-75-1094
向日が丘支援学校	向日が丘 相談・支援センター	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺11	075-951-8361	小・中・高
宇治支援学校	地域支援センター うじ	〒611-0031 宇治市広野町丸山10	0774-41-3701	小・中・高
城陽支援学校	地域支援センター 「サポートJOYO」	〒610-0113 城陽市中芦原1-4	0774-53-7100	小・中・高
八幡支援学校	地域支援センター やわた	〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1	075-982-7321	小・中・高
南山城支援学校	南山城 相談支援センター	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	0774-72-7255	小・中・高
丹波支援学校	たんば地域支援 センター	〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118	0771-42-5185	小・中・高
		〒621-0045 亀岡市千代川町湯井巽筋38	0771-23-7847	小・中
中丹支援学校	中丹教育支援 センター	〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝8	0773-32-0011	小・中・高
舞鶴支援学校	舞鶴支援学校 トータルサポート センター (TSC)	〒624-0812 舞鶴市字堀4-1	0773-78-3133	小・中・高
		TSC (病弱支援部門)	〒625-0052 舞鶴市字行永2510-17	0773-63-6700
行永分校				
与謝の海支援学校	丹後地域教育支援 センターよさのうみ	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山945	0772-46-2770	小・中・高
京都府スーパーサポートセンター(SSC) (宇治支援学校内2F)		〒611-0031 宇治市広野町丸山10	0774-41-3703 (スタッフへの直通電話)	



## 京都府の特別支援教育 第41集

発行 平成 3 1 年 3 月  
発行者 京 都 府 教 育 委 員 会  
編集 京 都 府 教 育 庁 指 導 部 特 別 支 援 教 育 課  
京都市下京区中堂寺命婦町1-10むすびわざ館4階  
電話番号 0 7 5 - 4 1 4 - 5 8 3 5

<http://www.kyoto-be.ne.jp>